

令和3年度答申第55号
令和3年12月20日

諮詢番号 令和3年度諮詢第56号（令和3年11月17日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当とはいえない。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1） 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

(2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確法施行規則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

賃確法施行規則9条1項は、賃確令2条1項4号の労働基準監督署長の認定（以下「認定」という。）は、事業主が賃確法施行規則8条に規定する状態に該当することとなった場合に行うものとする旨規定し、賃確法施行規則9条2項は、認定を申請しようとする者は、同項1号から5号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業主の事業からの退職の日においてその者が使用されていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事業主の住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない旨規定し、同条4項は、同条2項の申請書の提出は、退職の日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）に就労していたが、本件会社を退職後、令和2年6月12日、本件会社の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

(2) 処分庁は、令和2年12月2日付けで、本件認定申請につき、「認定申

請（令和2年6月12日）が、申請者の退職の日の翌日（令和元年8月21日）から起算して6月以内に行われていないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

（3）審査請求人は、令和3年2月15日、審査庁に対し、本件不認定処分不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（4）審査庁は、令和3年11月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求人の退職日は、令和2年5月21日である。

審査請求人は、本件会社の代表取締役（以下「本件代表取締役」という。）から解雇を通告され、そのまま解雇を強行されたが、その解雇は裁判所において無効であると判断されており、本件会社も解雇無効の判断を前提に解雇を撤回して雇用が継続していることを認めている。そして、本件会社及び審査請求人は、退職日が令和2年5月21日であるとして和解しており、これを否定する法律上の根拠はどこにもない。

処分庁は、弁明書において、和解によって取り決めた債務の弁済が一切行われていないことを理由に、当該和解は、一旦確定した退職日を当事者間で変更することにより未払賃金立替払制度の運用に関し審査請求人に便宜を図るために行われたものであると考えられると主張するが、訴訟上の和解で取り決められた債務の弁済が実際に行われたか否かは、訴訟上の和解の効力を左右する問題では全くない。裁判所が作成する訴訟上の和解の和解調書は、確定判決と同一の効力を有するもので（民事訴訟法（平成8年法律第109号）267条）、判決と同じ執行力も認められており、これ以上の客観的な証拠はない。和解調書が確定判決と同一の効力を有する以上、和解調書か確定判決かで判断を異にする理由などないのである。

したがって、和解調書という客観的な証拠によって解雇の撤回及び令和2年5月21日での退職が証明されている以上、処分庁が主張するような抽象的な理由で審査請求人の同日での退職を否定することなど法的にあり得ず、到底許されるものではない。

（2）賃確法は、労働者の就労の事実を考慮する内容とはなっておらず、未払

賃金（定期賃金又は退職手当）の有無のみが問題となっている。加えて、審査請求人は、本件代表取締役によって出社を禁じられた上で違法な解雇を強行され、その解雇の有効性を争っていたのであり、就労を希望しても本件代表取締役によって不当に拒否されていたというのが実態である。そのような実態があるにもかかわらず、処分庁の判断は審査請求人の就労の事実を考慮するなど極めて不当である。

このように、退職日の認定に当たっては、就労の事実まで求められるものではなく、また、求めるべきではない。

- (3) 労働審判委員会は、労働審判手続の第1回期日（審理終結）において、解雇は無効であるとの心証を前提に、労働審判を告知した。しかし、本件会社が異議を申し立てたことにより、上記審判はその効力を失っている（労働審判法（平成16年法律第45号）21条3項）から、処分庁の判断は上記審判に拘束されるべきではない。

処分庁は、労働審判において、裁判所は審査請求人が労働契約上の権利を有する地位にあることを認めず令和元年8月22日に会社都合により同意退職したものと事実認定していると主張するが、労働審判手続の第1回期日において、審査請求人の年収に近い300万円もの金額の解決金が労働審判の内容となっていることからも、労働審判委員会が解雇は無効であるとの心証を有していたのは明らかであり、解雇が無効である以上、審査請求人は労働契約上の権利を有する地位にあることになる。

また、処分庁は、労働審判委員会が復職とする内容の労働審判を行わなかつたことをもって、同委員会は審査請求人が労働契約上の権利を有する地位にあることを認めなかったと主張しているものと考えられるが、労働審判法20条1項及び2項の規定から、同委員会は、個別労働関係民事紛争の解決をするために相当と認める事項を定めることができるのであって、復職を命じなかつたことをもって審査請求人が労働契約上の権利を有する地位にあることを認めなかつたという事実認定は明らかな誤りである。

- (4) 処分庁は、弁明書において、審査請求人が雇用保険上の失業等給付を受給していることをもって離職を追認したとした上で、審査請求人はその後に翻意して労働審判手続を申し立てたと主張しているが、雇用保険上の失業等給付は、解雇の効力を争っている労働者でも受給できるものであって、これを受給していることをもって労働者が離職を追認したという事実認定は明らかな誤りである。雇用保険上の失業等給付の受給と解雇の効力は全

く関係がないものであり、労働裁判及び労働審判の実務でもそのように取り扱われている。処分庁のような主張を認めてしまえば、解雇通告を受けた労働者が生活に困窮して雇用保険上の失業等給付を受給してしまうと、誰も裁判所で解雇の効力を争えなくなってしまうことになる。

- (5) 処分庁は、上記のとおり、未払賃金の立替払を回避すべく、有効な訴訟上の和解の和解調書を無視して、効力を失った労働審判を重視するとともに、解雇された労働者が通常行っている雇用保険上の失業等給付の受給を離職の追認と評価する等、非常に恣意的な判断を行っている。このような処分庁の対応は、未払賃金立替払制度という経済的に困窮する労働者を救済するための制度を管轄する機関の対応として到底許されるものではない。
- (6) よって、本件不認定処分を取り消す旨の決定を求める。

(審査請求書、未払賃金の立替払制度に関する審査請求事件代理人意見書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

審査請求人は、本件認定申請（令和2年6月12日）が審査請求人の退職の日の翌日（令和元年8月21日）から起算して6ヶ月以内に行われていないことを理由とする本件不認定処分がなされたことを不服として、審査請求したものである。

本件については、民事上、審査請求人と本件会社との間で、審査請求人が令和2年5月21日付けで会社都合により本件会社を退職したことについて合意したことが認められる。しかし、未払賃金立替払制度の基準退職日をいつとするかという賃確法の適用における退職の日について、処分庁が、実際の労働実態を勘案し、本件会社が審査請求人に対して労働分の賃金を支払った上で雇用保険上の手続を行った令和元年8月20日であると認定したことには相当の理由があり、この点に関する処分庁の判断が不合理とまではいえない。

よって、本件不認定処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮間に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件不認定処分は、令和2年6月12日に行われた本件認定申請は審査請求人の退職日の翌日から起算して6か月以内になされていないとして行われたものであり、審査請求人の退職の日がいつであったかが問題となつてている。

(2) 関係資料によれば、本件については、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、平成31年1月28日頃、本件会社に雇用され、就労していたが、令和元年7月下旬頃、本件代表取締役から、約1か月の予告期間をもって解雇を告げられ、同年8月9日以降は就労していない。

(被保険者総合照会（得喪単位）、聴取書（本件代表取締役に係るもの）、聴取書（審査請求人に係るもの））

イ 審査請求人は、令和元年11月29日、解雇無効を主張し、労働契約上の権利を有する地位の確認等を求めて、労働審判手続を申し立てた。

（労働審判手続申立書）

ウ 同労働審判手続において、本件会社が審査請求人に対し令和元年8月22日付け解雇の意思表示を撤回し、同日付けで審査請求人が合意退職した旨認め、本件会社が審査請求人に対して解決金300万円を支払う等の労働審判がされたが、本件会社が異議を申し立て、訴訟手続に移行した（労働審判法22条1項）。

（第1回労働審判手続期日調書（労働審判）、聴取書（本件代表取締役に係るもの）、聴取書（審査請求人に係るもの））

エ 令和2年9月25日、同訴訟の弁論準備手続期日において、本件会社が審査請求人に対する解雇を撤回し、令和2年5月21日に審査請求人が本件会社を退職したことを確認すること、令和元年9月以降、退職日までの賃金が未払であり、本件会社はその支払義務があることを認める等を内容とする和解が成立した。

（第4回弁論準備手続調書（和解））

オ 一方、本件会社は平成31年4月頃から経営が厳しくなり、本件代表取締役は、令和元年12月頃から事業廃止を考え、その後債務整理を行って令和2年5月頃には営業活動を行わなくなつた。

（受任通知書、聴取書（本件代表取締役に係るもの））

すなわち、審査請求人は、令和元年7月下旬に本件代表取締役から解雇を告げられ、これにより、同年8月下旬に解雇された扱いとなつたが、

解雇無効を民事訴訟手続で争い、訴訟上の和解において、本件会社の解雇が撤回され、令和2年5月21日に退職したと確認されたことが認められる。

(3) 審査庁は、未払賃金立替払制度における退職の日について、実際の労働実態を勘案して、令和元年8月20日と認定した処分庁の判断は不合理とまではいえないとして、本件認定申請は審査請求人の退職の日の翌日から起算して6か月以内に行われていないとして、本件不認定処分を妥当であると判断している。

確かに、審査請求人は、解雇を告げられた後、令和元年8月9日頃以降は就労していない。

しかしながら、退職の日とは労働契約関係が終了したと認められる日であるが、就労していないということのみをもって直ちに退職日を決定することはできない。

事業主が事実上倒産するなどして、労働者の就労が事実上不可能になった等の場合に、事実上就労しなくなった日をもって退職日とするべき場合もあると解されるが、就労していない場合でも、解雇が無効であれば労働契約関係は継続しているのであるから、就労していないということだけをもって直ちに退職の日を決定することはできないはずである。

審査請求人が就労しなくなったのは解雇を告げられたからであるところ、審査請求人は、民事訴訟手続において解雇無効を主張し、労働契約が継続していると主張していたものである。そして、この民事訴訟手続は、本件会社が解雇を撤回し審査請求人は令和2年5月21日に退職したことを確認する等を内容とする訴訟上の和解により終了している。

本件では、解雇が無効であるとの裁判所の判断がされたものではないが、訴訟手続において、解雇が撤回され、令和2年5月21日に退職したとする訴訟上の和解が成立しているのであるから、先の解雇の通知は撤回されてその効果はなくなったというほかない。したがって、解雇によって退職したと認定することはできず、令和2年5月21日まで労働契約関係は継続していたとするほかない。

もっとも、認定申請の6か月以上前に退職して労働契約関係が消滅したことが明らかであるのに、未払賃金立替払制度の利用を企て、使用者と元労働者の合意によって退職日を後日に変更するのは、未払賃金立替払制度の趣旨に反するというべきである。

しかし、本件では、審査請求人は解雇を告げられたものの、解雇無効を主張

して民事訴訟手続で争い、訴訟上の和解において解雇は撤回され、令和2年5月21日に退職したとして争訟が解決していること、労働審判手続を申し立てるよりも前にQ団体から本件会社に対して審査請求人の解雇理由等についての問合せがなされており、審査請求人は解雇を告げられた当初から解雇に不服を持っていたことがうかがわれること等の事情が認められる。

そうすると、認定申請の6か月以上前に退職したことが明らかである者が、使用者と意思を通じて退職日を後日に変更し、存在する余地のなかつた賃金請求権を作出して立替払の対象としたというような事案とまで断ずることは困難であり、本件についての審査庁の判断は妥当とはいえない。

3　まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委 員	戸 谷 博 子
委 員	伊 藤 浩
委 員	交 告 尚 史